

7.1 環境保全措置

7.1.1 水の濁り

水の濁りに係る環境保全措置は表-7.1.1(1)に示すとおりである。

表-7.1.1(1) 水の濁りに係る環境保全措置

実施主体	事業者	
方法及び実施の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の赤土等流出防止対策は、「赤土等流出防止対策技術指針(案)」(平成7年、沖縄県土木建築部)に基づき、適切な発生源対策を実施し、濁水の濃度を抑制したうえで、機械処理設備により濁水の濃度を低減する。この際、機械処理設備から排出する濁水の濃度は、「沖縄県赤土等流出防止条例(平成7年、沖縄県)」で定められる排出基準のSS濃度200mg/L以下より厳しいSS濃度25mg/L以下とする。 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械処理方式を併用する轟川流域では、底面に浸透機能を持たせた南側仮設調整池を設置することで赤土等の流出防止を図る計画だが、南側仮設調整池の貯留能力を超える場合は、機械処理設備によって、濁水の処理濃度がSS25mg/L以下、処理能力が360m³/h規模で轟川へ排水することで、SS負荷の低減を図る。 	
当該措置を講じた後の環境の状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施区域内から流出している現況のSS負荷量と比較して、機械処理施設からのSS負荷量が低減されており、当該措置を講じた後の環境の状況には変化はない。 	
効果の不確実性の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁水の機械処理については、羽地ダム等で実績があり、環境保全措置の効果は確実に期待できる。 	
実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響はない。 	
代償措置	環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由	—
	損なわれ又は創出される環境に関し、位置並びに環境要素の種類及び内容	—